

●香川県告示第469号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成25年10月15日

香川県知事 浜 田 恵 造

指定年月日	名 称	所 在 地
平成24年12月25日	さぬき市国民健康保険多和診療所	さぬき市多和助光東29番地4
平成25年9月1日	善紀クリニック	仲多度郡多度津町西浜11番30号
平成25年9月1日	小林耳鼻科醫院	東かがわ市三本松1887番地1
平成25年9月1日	医療法人パール歯科クリニック	観音寺市南町5丁目5番7号
平成25年9月1日	ひだまり調剤薬局大内店	東かがわ市三本松1785番地4
平成25年10月1日	津森クリニック	丸亀市津森町1109番地1
平成25年10月1日	ザグザグ薬局丸亀中府店	丸亀市中府町1丁目3番1号